

成績優秀者授業料減免規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉東萌短期大学（以下「本学」という。）に在籍する学生のうち、高い修学意欲を有し極めて優秀な成績を修めた者の学業を奨励し、有為な人材を育成することを目的とする。

(学業奨励の方法)

第2条 前条の学業の奨励は、2年次の授業料の一部又は全額を減免することにより行う。

(対象者)

第3条 授業料減免の対象となる学生は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 1年次に極めて優秀な成績を修め、2年次に在学する者
 - (2) 高い修学意欲を有し、学業及び生活態度も極めて良好で他の学生の模範となる者
- 2 前項の規定にかかわらず、埼玉县委託訓練生及び修学支援授業料等減免規程に基づき経済的援助を受けている者又は受ける者は対象から除外する。

(選考の手続)

第4条 教務部長は、対象となる成績優秀な候補者若干名を選出し、次条の選考委員会に提出しなければならない。

(選考委員会)

第5条 授業料減免の学生（以下「奨学生」という。）を選考するために、本学に奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる者4名をもって構成する。
 - (1) 学科長
 - (2) 学生部長
 - (3) 教務部長
 - (4) 事務長
- 3 委員会に委員長を置き、学科長をもって充てる。
- 4 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 5 委員会は、3名以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 6 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 委員長は、委員以外の専任教職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(奨学生の決定)

第6条 教務部長から選出された候補者若干名のうち2名以内を奨学生として選考する。

- 2 委員長は、委員会の選考結果を学長に報告し、学長は教授会の議を経て意見を付してこれを理事長に提出し、理事長が奨学生の採用を決定する。なお、奨学生の採用を見送る決定を行った場合も同様の手続とする。

(期間)

第7条 奨学生の期間は1年間とする。

(減免額)

第8条 当該年度の減免総額は、原則として当該年度に設定した減免予算額の範囲内とし、減免が承認された者の成績及び人数に応じて、授業料の減免額を定めるものとする。

2 当該年度の減免総額は別に定める。

(学生への通知)

第9条 奨学生決定の通知を本人、保護者及び保証人に対して行う。また、在学生に広く知らしめるため、学内にも速やかに掲示するものとする。

(身上変更の届出)

第10条 奨学生は、次の身上の変更があった場合は、遅滞なく所定の様式により、保護者又は保証人連署の上、学長に届け出なければならない。本人が病気、死亡等により修学ができない場合は、保護者又は保証人が代わって届け出なければならない。

(1) 休学、復学、退学

(2) 本人、保護者及び保証人の身分、住所、電話番号、その他重要事項の変更

(取消し)

第11条 奨学生に次の事由がある場合は、学科長は、委員会に諮った上、学長及び理事長に上申するものとし、理事長は、奨学生の決定を取り消すことができる。

(1) 傷痕傷病などのために修学の継続が不可能な場合

(2) 修業年限の2年間で卒業ができない場合

(3) 退学、停学等の懲戒処分を受けた場合

(4) 学生として素行が好ましくない場合

(返還)

第12条 奨学生が、その年度の中途において、前条の事由により奨学生の決定を取り消された場合は、理事長は既に減免された授業料の全額又は一部の返還を求めることができる。

(細則)

第13条 この規程に定めるものの他、運用に必要な事項については、別に細則を定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が判断し、理事長に進達して理事会の議を経て理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

修学支援授業料等減免規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉東萌短期大学（以下「本学」という。）に在籍する学生のうち、修学に熱意があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者を経済的に援助し、有為な人材を育成することを目的とする。

(経済的援助の方法)

第2条 前条の経済的援助は授業料、施設設備費及び実験実習費（以下「授業料等」という。）の減免により行う。

(対象者)

第3条 授業料等減免の対象となる学生は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 保護者の死亡・傷病及び災害等により家計が急変し、授業料等の納入及び学業の継続が困難になった者
 - (2) 高い修学意欲を有し、学業及び生活態度も極めて良好で他の学生の模範となる者
- 2 前項の規定にかかわらず、埼玉县委託訓練生は対象から除外する。

(申請の手続)

第4条 経済的援助を希望する学生は、所定の申請書に、家庭状況報告書、所得証明書等を添えて学長に提出しなければならない。

(選考委員会)

第5条 授業料等減免の学生（以下「奨学生」という。）を選考するために、本学に奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる者4名をもって構成する。
 - (1) 学科長
 - (2) 学生部長
 - (3) 教務部長
 - (4) 事務長
- 3 委員会に委員長を置き、学科長をもって充てる。
- 4 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 5 委員会は、3名以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 6 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 委員長は、委員以外の専任教職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(奨学生の決定)

第6条 委員長は、委員会の選考結果を学長に報告し、学長は、意見を付してこれを理事長に提出し、理事長が奨学生の採用を決定する。

(期間)

第7条 奨学生の期間は申請のあった当該年度の期間内とする。ただし、第4条から前条までの手続を経て、更新することができる。

(減免額)

第8条 当該年度の減免総額は、原則として当該年度に設定した減免予算額の範囲内とし、減免が承認された者の人数に応じて、また奨学生の第3条に掲げる経済的状況等に応じ、授業料等の減免額を定めるものとする。

2 当該年度の減免総額は別に定める。

(身上変更の届出)

第9条 奨学生は、次の身上の変更があった場合は、遅滞なく所定の様式により、保護者又は保証人連署の上、学長に届け出なければならない。本人が病気、死亡等により修学ができない場合は、保護者又は保証人が代わって届け出なければならない。

(1) 休学、復学、退学

(2) 本人、保護者及び保証人の身分、住所、電話番号、その他重要事項の変更

(取消し)

第10条 奨学生に次の事由がある場合は、学科長は、委員会に諮った上、学長及び理事長に上申するものとし、理事長は、奨学生の決定を取り消すことができる。

(1) 傷痕傷病などのために修学の継続が不可能な場合

(2) 退学、停学等の懲戒処分を受けた場合

(3) 学生として素行が好ましくない場合

(4) 申請書及び提出書類に虚偽の記載があった場合

(5) 正当な理由なく前条に定める届出を怠った場合

(返還)

第11条 奨学生が、その年度の中途において、前条の事由により奨学生の決定を取り消された場合は、理事長は既に減免された授業料等の全額又は一部の返還を求めることができる。

(細則)

第12条 この規程に定めるものの他、運用に必要な事項については、別に細則を定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が判断し、理事長に進達して理事会の議を経て理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。